

税の申告は早く 正しく

2月16日～3月16日

申告しなければならぬ人

申告を必要とする人は、今年の一月一日現在日光市内に住んでいる方で、六十一年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間に所得があった方です。

ただし、給与所得者の場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ◎給与所得者で二か所（二種類）以上の所得（恩給、年金配当、家賃、地代など）があった人
- ◎給与所得者で、雑損、医療費控除を受けようとする人
- ◎給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていない人
- ◎昨年中途で退職し現在就職していない人

用意するもの

- ①申告書 ②印鑑 ③生命保険料や損害保険料の領収書
- ④医療費の領収書 ⑤国民健康保険や国民年金の支払証明書
- ⑥所得金額の算出に必要な書類（源泉徴収票等）

なお、市県民税の申告は、別表の日程で受け付けをいたします。

納税相談をご利用ください

鹿沼税務署と税理士会鹿沼支部では、昭和六十一年分の納税相談を次のとおり開きます。

月 日	会 場	対 象 地 区
2月17日(㊤)	清 滝 公 民 館	清滝1・2丁目
18日(㊤)	清 滝 公 民 館	清滝3・4丁目
19日(㊤)	清 滝 公 民 館	上記以外の清滝地区
20日(㊤)	久次良町公民館	久次良町・花石町
23日(㊤)	小 来 川 支 所	宮小来川・滝ヶ原
24日(㊤)	小 来 川 支 所	南小来川・西小来川
25日(㊤)	小 来 川 支 所	東小来川・中小来川
26日(㊤)	中 宮 祠 出 張 所	中宮祠・湯 元
27日(㊤)	野 口 公 民 館	野口・七里・和泉
3月3日(㊤)	山 久 保 公 民 館	山久保
4日(㊤)	所野コミュニティセンター	所 野
2月16日(㊤) 3月16日(㊤) ※土曜日の 午後・日曜 日は除きま す。	日光市 研 修 セ ン タ ー (市役所東側)	全地区。ただし上記日程の対象地区の方は、当日関係資料等を各会場に持参するため、日光市研修センターでの申告はなるべくさけるようお願いいたします。

※受付時間は、午前10時～午後3時（研修センターは、午前9時30分～午後5時）です。

午前10時から午後三時まで藤原町総合文化会館。

【資産税関係】贈与税⇓二月十六日～二月十八日 譲渡所得⇓二月十九日～三月三日 山林所得⇓三月六日 相談時間はいずれも午前九時～午後五時（土曜日は零時三十分）まで、会場は鹿沼税務署。

【無料納税相談】白色営業⇓三月二日、三日午前10時～午後四時、会場は日光地区商工会議所日光事務所。還付申告⇓二月十六日～三月十三日 午前九時～午後四時（土曜日は正午）まで、会場は鹿沼税務署。

開かれた市政

市民提案箱

お寄せください
あなたの提案

市民の皆さんの声を行政に反映させるため、「市民提案箱」を設置しています。

皆さんが、日頃、行政に対してお考えになられていることを、お気軽にお寄せください。

提案箱は、市民課市民待合室、中央公民館ロビー一、小来川支所、清滝出張所、中宮祠出張所に設置してあります。